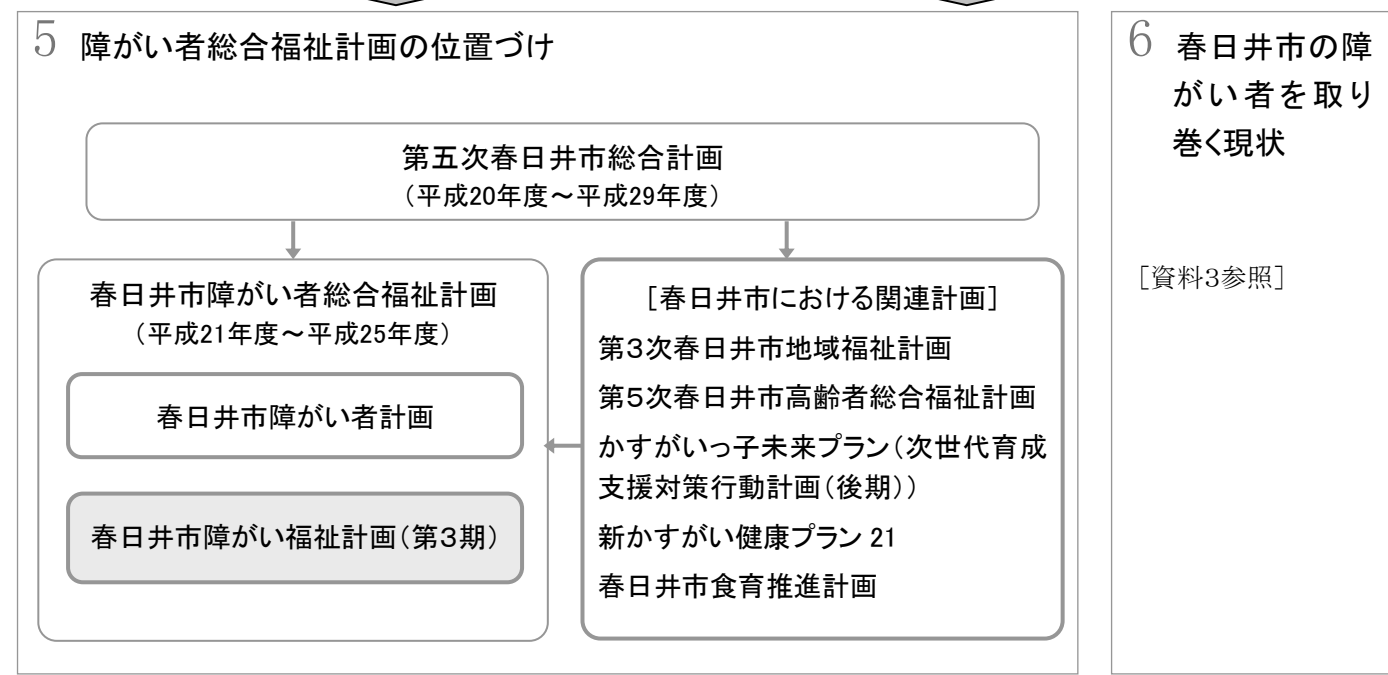
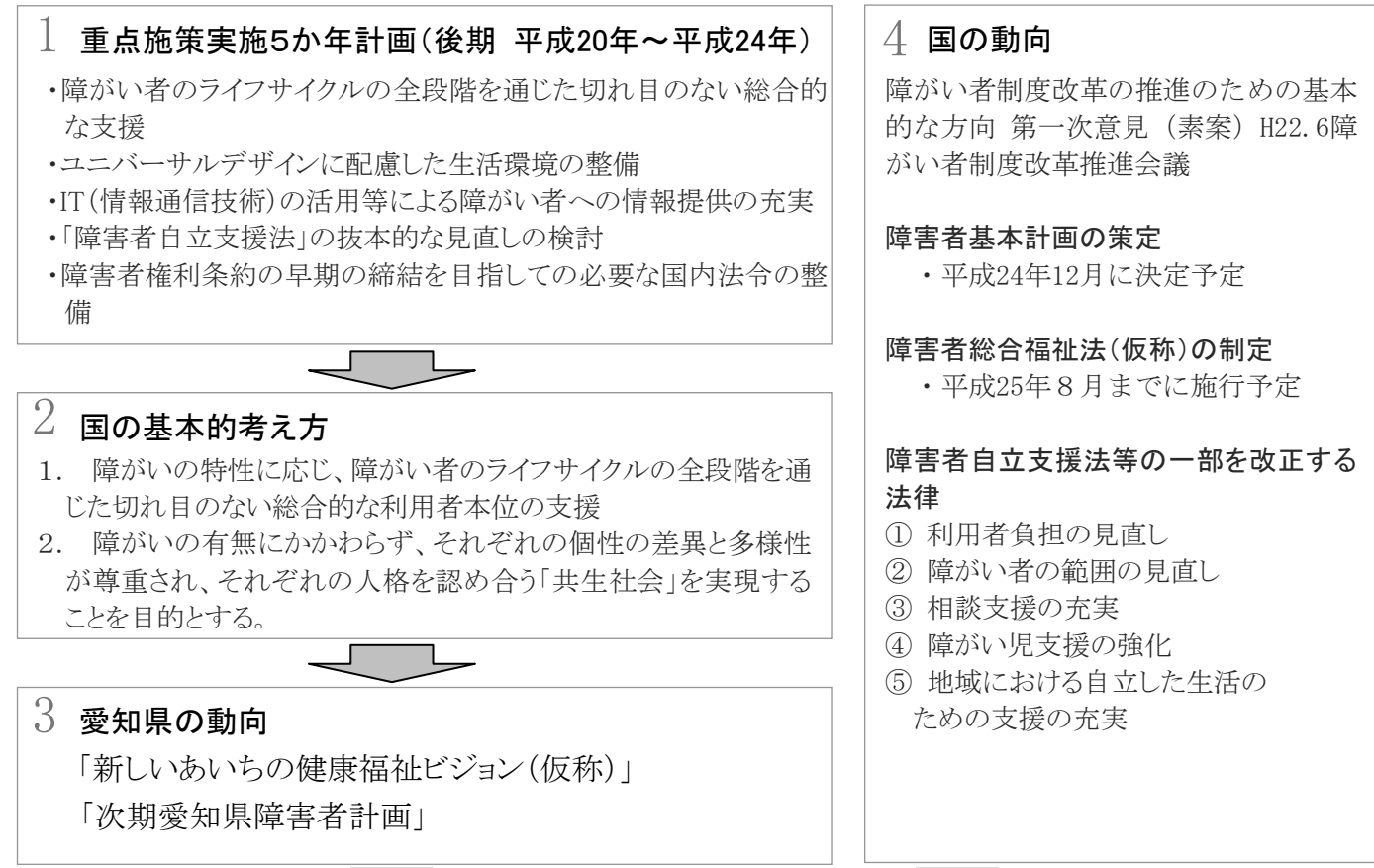


《 計画改定の趣旨 》



7 計画改定の方針

春日井市障がい者総合福祉計画のうち春日井市障がい福祉計画(第3期)は、計画期間を平成24年度から平成26年度までの3年間とし、改定については、障害者自立支援法に基づき、主に障がい福祉サービスの数値目標、見込み量、これらの確保のための方策等を見直すものとする。

計画の改定にあたっては、次期愛知県障害者計画などの方向性に配慮するとともに、第五次春日井市総合計画、第3次春日井市地域福祉計画などの春日井市の上位計画・関連計画に示される関連施策との整合性を図ることとする。

《 計画改定の流れ 》

